明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定を改正する第一議定書（一）　二
〔告　示〕
○包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定を改正する第一議定書の効力発生に関する件（外務二一二）　四五六

本号で公布された法令のあらまし

◇包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定を改正する第一議定書（条約第二号）（外務省）

この議定書は、我が国及び東南アジア諸国連合構成国の間のサービスの貿易及び投資の自由化及び円滑化を促進し、幅広い分野において互恵的な経済連携を更に強化するため、包括的な経済上の連携に関する日本国及び東南アジア諸国連合構成国の間の協定（平成二〇年条約第一二号。以下「ＡＪＣＥＰ協定」という。）を改正するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　ミャンマー連邦の記載（第一条関係）

ＡＪＣＥＰ協定の規定中「ミャンマー連邦」とあるのは「ミャンマー連邦共和国」と読み替えることを規定している。

2　新たな附属書の組込み及びＡＪＣＥＰ協定の目次の改正（第二条関係）

議定書の付録一から付録五までは議定書の不可分の一部を成すこと、ＡＪＣＥＰ協定の目次を議定書の付録一に掲げる新たな目次に改めること及び議定書の付録二から付録五まではそれぞれＡＪＣＥＰ協定附属書六から附属書九までとしてＡＪＣＥＰ協定に組み込まれることを規定している。

3　ＡＪＣＥＰ協定第一章（総則）の改正（第三条関係）

ＡＪＣＥＰ協定第八条及び第一一条2(e)の規定をそれぞれ改め、安全保障のための例外及び合同委員会の任務について規定している。

4　ＡＪＣＥＰ協定第六章（サービスの貿易）の改正（第四条関係）

ＡＪＣＥＰ協定第六章の規定を改め、各締約国は、サービスの貿易における規制の透明性を促進することを規定するほか、附属書六の自国の特定の約束に係る表に記載する分野において、他の締約国のサービス及びサービス提供者に対して内国民待遇を与えること等を規定している。

5　ＡＪＣＥＰ協定への第六章の二（自然人の移動）の組込み（第五条関係）

ＡＪＣＥＰ協定第六章の次に第六章の二を加え、各締約国は、加えられる同章の規定（附属書九に定める各区分における条件を含む。）に従って、他の締約国の自然人に対し、入国及び一時的な滞在を許可すること等を規定している。

6　ＡＪＣＥＰ協定第七章（投資）の改正（第六条関係）

ＡＪＣＥＰ協定第七章の規定を改め、各締約国は、対象投資財産に対し、公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を与えることを規定するほか、正当な補償等を伴わない収用の禁止及び締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争の解決手続等について規定している。また、全締約国は、第五一・七条に規定する留保に係る表に関する協議を開始すること等を規定している。

7　ＡＪＣＥＰ協定第一〇章（最終規定）の改正（第七条関係）

ＡＪＣＥＰ協定第七七条5の規定を改め、附属書一、附属書二、附属書四の付録及び附属書五のみについての改正は、合同委員会が採択することができること並びに合同委員会が合意する日から全締約国について効力を生じ、実施されることを規定している。

8　効力発生（第八条関係）

議定書の効力発生について規定している。

9　付録

㈠　改正後のＡＪＣＥＰ協定の目次を掲げている。（付録一関係）

㈡　各締約国がサービスの貿易に関して行う特定の約束に係る表について規定している。（付録二関係）

㈢　最恵国待遇の免除に係る表について規定している。（付録三関係）

㈣　第五〇・三条3の規定に関する締約国の表について規定している。（付録四関係）

㈤　各締約国が自然人の移動に関して行う特定の約束について規定している。（付録五関係）